

## 平成 26 年度第 3 回おおいた子ども・子育て応援県民会議説明資料

「おおいた子ども・子育て応援プラン（第 3 期計画）」（仮称）への  
意見の反映状況について



「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」（仮称）への意見の反映状況について

I 総論編

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況		修正後の本文
					○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの		
1	12	<p>第3章 計画の基本的な考え方 第2節基本目標</p> <p>○子育て満足度日本一の実現について ・子ども・子育て支援の取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、<u>生まれて良かった、生んで良かった、住んで良かった</u>と思える大分県の未来を拓きます。</p>	<p>「<u>生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かった</u>」の順ではないでしょうか。</p>	棕野委員	○	ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	<p>・子ども・子育て支援の取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、<u>生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かった</u>と思える大分県の未来を拓きます。</p>

## II 各論編

### 第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
2	22	第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり 2 具体的な取組 (1)子どもの権利についての普及・啓発  ②子どもが、「子どもの権利条約」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の気持ちや意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。	第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり 2 具体的な取組 (1)子どもの権利についての普及・啓発 ②について (修正案)・・・自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に・・・ (理由)「夢」という語は入れられないか。教育現場に携わる者として、子どもたちの夢の実現に向けて生きる力を育んでいるので。(夢を持てる子どもを育てたい願いから)	安東委員	○  ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	(1)子どもの権利についての普及・啓発 ②子どもが、「子どもの権利条約」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。
3		③いじめや虐待等子どもの現状について、認識を深めるとともに子どもを社会全体で守る環境づくりに努めます。	③について 児童虐待防止や児童買春や児童ポルノについての具体的記述が削除されているが、まだ啓発を必要としているのではないか？	引田委員 棕野委員	▲  児童虐待防止の取組については、児童虐待に対する取組の強化(第4章第1章)、児童買春や児童ポルノについての取組については、子どもの非行を防ぐ環境づくり(第7章第4節)に記述しています。	
4		(3)子どもの自尊感情の醸成 ①子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるような学習を進めます。	(3)子どもの自尊感情の醸成 ①、②について (修正案)・・・参加的、体験的な学習を進めます。 (理由)文科省が進めている学習方法(これに基づき学校でも進めている)	安東委員	○  ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	(3)子どもの自尊感情の醸成 ①学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるよう参加的、体験的な学習を進めます。
5		②子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる学習を進めます。	自尊感情は子どもが学習することによって醸成できるものでしょうか。学校や地域や家庭での様々な活動の中で褒められたり、感謝されたり、認められたりする経験を積み重ねることによって醸成されるものではないでしょうか。とすると、そのような場を用意し、そのような関わり方を大人が学習することが必要なのではないのでしょうか。	棕野委員	○  ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	②学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう参加的、体験的な学習を進めます。
6		24	第3節 男女共同参画に関する意識づくり 2 具体的な取組  ③女性の就労や地域活動等、女性の活躍を推進します。	③について 単なる「就労の促進」だけでは十分な女性の活躍促進ではないと思います。「職場や地域等での女性の活躍を推進します。」はどうでしょうか？  数値目標について 男女共同参画に関する意識づくりの数値目標は、できましたら、自治会長など地域団体の役員、公益法人の役員、議会等での比率も含まれるような数値目標をお願いします。	棕野委員	▲  ③について ご意見を踏まえ、計画について変更を加えました。  数値目標について 自治会長の割合等については、トピックスで現況値を記載して、啓発に努めます。

## 第2章 地域における子育て支援

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
7	29	第1節 地域子育て支援サービスの充実 3 数値目標 放課後児童クラブ数	数値目標について 狭いスペースに多くの児童たちがおしまれるように ごしている放課後児童クラブの現状を考えると、利用 人数を数値目標とするのではなく、厚生労働省が示し ている「1人あたりおおむね1.65㎡以上」に向けた取組 がなされるよう、数値目標を掲げることはできない だろうか？	堤委員 椋野委員	○ ご意見を踏まえ、計画に数値目標を加 えました。	(新規目標数値) 条例で定める児童1人あたりのスペースを確保し ている放課後児童クラブの割合
8	30	第2節 幼児期の教育・保育の環境整備 2 具体的な取組  (2)多様な保育サービスの充実 ①働き方の多様化に対応するため、保育所の 「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施す る「在園児を対象とした預かり保育(一時預かり )」の実施を促進します。  ④認可外保育施設の立入調査を実施し、調査 結果を公表するとともに、すべての施設が指導 監督基準を満たすよう改善指導を行います。	(2)について ・①延長保育や預かり保育は働き方の「多様化」に 対応するためではないように思います。ニーズへの 「柔軟な」対応ではないでしょうか。  ・多様な保育サービスとしては、むしろ(1)③の 地域型保育がまず挙がるように思います。  ・「認可外保育施設」は多様な保育サービスとして 充実するより、基準を満たして施設型または地 域型保育として認可されるよう改善を指導する のが筋だと思えます。	椋野委員	○ ご意見を踏まえ、計画に変更を加え ました。	2 具体的な取組 (1)幼児教育・保育の提供体制の確保(待機児童 ゼロに向けた取組) ⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結 果を公表するとともに、すべての施設が指導監督 基準を満たすよう改善指導を行います。 ⑥認可外保育施設に入所する子どもの安全を確 保するため、健康診断等の経費助成を行う市町村 の取組を支援します。 (2)多様な保育ニーズへの対応 ①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の 「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する 「在園児を対象とした預かり保育(一時預かり)」 の実施を促進します。
9		(3)幼児教育・保育従事者の育成及び人材確 保 ①幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保 育士等の資質の向上を図るため、子どもの人 権、保育に必要な知識及び技術、衛生管理等 に関する研修を充実します。	(3)について 資質の向上を図るため、研修も充実していただ きたいが、同じく「保育士の待遇改善にも努め ます。」としていただきたい。保育士はハード な業務内容や責任に見合わず、給与も少なく、 離職率も高く、資格を持っていても活用して いない人も多いように感じます。そういう人材 を確保するために待遇改善とはっきり計画に表 記した方が良く考えます。	古本委員	×  平成27年4月1日から施行される子 ども・子育て支援新制度において、保育 士の給与の改善等が図られることとさ れていますが、県として独自に保育士 の待遇改善を行うことは困難です。	

通番	資料 ページ	修正前の本文	県民会議での意見	委員	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
10	32	第3節 子育て支援者の育成 2 具体的な取組 ①地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割を果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。	現在、保育所のみが支援拠点として指定されているように思うが、小児科や産科等、“ペリネイタルビジット事業”に取り組んでいる医療機関にも依頼すべきである。目指す姿に「子どもに障がいや発達心配」がある以上、明記すべきであり、母や保護者のメンタル問題の支援も明記すべきである。	藤本委員	○ ご意見を踏まえて、小児科等でも地域子育て支援拠点を実施していることをトピックスに記載して周知に努めます。	(トピックス)「地域子育て支援拠点」について(29P)
11	34	第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実 3 数値目標	数値目標について 子育て支援または相談の場についての認知率を加えられないでしょうか。	棕野委員	○ ご意見を踏まえ、計画に数値目標を加えました。	(新規数値目標) 子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合
12	36	第5節 子育て支援のネットワークづくり 2 具体的な取組 (4)地域ぐるみの交流活動の推進 ①児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子をはじめ、中学生や高校生の積極的な受入れや活動支援の取組を促進します。	(4) ①について 「…子育て親子をはじめ、中学生や高校生の…」に「小学生」を加えても良いのではないのでしょうか？	大里委員	○ ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	(4)地域ぐるみの交流活動の推進 児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子や小学生をはじめとして、中学生や高校生についても積極的に受入れ活動支援の取組を促進します。
13		3 数値目標 (数値目標)ボランティアコーディネート率	数値目標について 子育て支援のネットワークづくりの数値目標の「ボランティアコーディネート率」とはどんな率でしょうか？子育て以外のボランティアのコーディネートも含まれているのであれば、数値目標として不適切ではないか。	棕野委員	○ 「ボランティアコーディネート率」については、ご意見のとおり、子育て関係以外のコーディネートも含まれているため、削除します。	

### 第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
14	40	第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>ワークライフバランスとは、①職業人としての責任を果たせるか、②家庭の中で生きていけるか、③親としての責任を果たせるか、④地域の人間としての役割を果たせるかのキャリア発達が整った状態がワークライフバランスです。今、キャリア発達が整っていない若者が増加傾向にあるという事実を深刻に捉えなければならぬのではないのでしょうか。</p> <p>この会議で何度も述べさせていただきましたが、不安定就労、未婚の若者の問題を解決していくこともワークライフバランスを推進する上で必要ではないのでしょうか。</p> <p>今、男性の5人に1人、女性の10人に1人は結婚しないという現実があり、これは30年前に比べて男性で8倍、女性で2倍に増加しています。結婚できない原因として、異性と上手く付き合えず結婚に至らないという対人関係能力の低下に限らず、自ら結婚相手を探さなくてはならない対人関係能力の必要性が増しているという側面もあります。また、結婚の障害としては、収入面の要因が大きく、非正規雇用がより若者世代に拡大したことによる雇用の不安定、賃金の低さ、能力開発機会が乏しいなど、様々な課題があります。それが生活不安の増大の一因となり、結婚しない、できない、子どもを産めない、育てられない現状に繋がっています。</p> <p>女性の社会進出、男性の子育てに参加はとても重要な事です。しかし、今から社会に巣立ち、社会人としての役割を果たす、ワークライフバランスをうまく取れる子ども・若者を育てる仕組み、施策も必要ではないのでしょうか。</p>	多々良委員	○	ワーク・ライフ・バランスの推進(第3章第1節)、若者の就労支援(第3章第4節)、結婚・妊娠・出産への支援(第5章第1節)について、ご意見を踏まえ推進していきたい。
15	40		<p>前回の会議で上がった「祖父母の育児休暇」の内容について記載されていないが、入れることは難しいか？</p>	神谷委員	○	トピックスに記載して周知に努めます。(トピックス)「祖父母の育児休暇」

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
16	42	第2節 男性の育児参画の推進 2 具体的な取組 (1)効果的な意識啓発  ③PTAにおける父親部会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。	③について (修正案)PTAにおける父親部会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進するために、 <u>父親部会の活動を積極的に広報し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。</u> (理由)具体的な手段としてアンダーライン部分を明記することを提案します。	橋本委員	○ ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	③PTAにおける父親部会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進するために、 <u>父親部会の活動を積極的に広報し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。</u>
17		第3節 女性の就労支援 1 めざす姿 ・「子育てをしながら働き続けたい」、「子どもが小さいうちは育児に専念して、子育てがひと段落したら仕事を始めたい」といった状況や希望に応じて、女性が働き方を選択することができます。	めざす姿について 「子どもが小さいうちは育児に専念して」とありますが、この例は、それが多数の当然の形の様に受け取れます。まるで、それが常識かのように読み手に感じさせる可能性があります。 「子育てをしながら働き続けたい」「子育てがひと段落したら仕事を始めたい」など様々な状況や希望に応じて、「女性が働き方を選択することができます」、とシンプルにして良いと思います。	古本委員	○ ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	(めざす姿) ・様々な子育ての段階や状況の中で、 <u>女性が希望する働き方を選択することができます。</u>
18	44	2 具体的な取組  ④女性の再就職を支援するため、就職に結びつきやすい職業訓練を、民間教育機関等に委託し実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。	具体的な取組について ・公共調達における評価が加えられませんか？(参考「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)  ・再就職支援が多く、女性の継続就業支援が少ないように思います。女性の継続就業を支援する企業の取り組みの周知や、企業にとってのメリットの啓発などの取り組みができませんでしょうか？  数値目標について ・女性の就労支援の数値目標は、「託児サービス利用率」以外に適当なものはありませんでしょうか？  ・第1子出産後の継続就業率や再就職希望者の就職率などはデータがありませんでしょうか？	棕野委員	▲ (具体的な取組について) いただいたご意見を踏まえて、計画に変更を加えました。公共調達における評価については、具体的な内容が未決定のため、今回の計画には盛り込みません。  (女性の就労支援の数値目標について) 「総合的な数値目標」において「25～44歳女性の就業率」を掲げており、新たな数値目標の設定は困難です。また、第1子出産後の継続就業率等については、県レベルの調査結果がありません。	2 具体的な取組 (新規) ②女性の継続就労、職域拡大や、登用促進をしている企業の取組を紹介する講演会の開催など、 <u>企業向けの啓発を行います。</u>  ④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。



通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
19	46	第4節 若者の就労支援	<p>次世代を担う若者の未就労、非正規就労の問題は深刻です。学卒後、無業期間が長期化することにより更に問題は大きくなります。また、3年以内の離職率も増加に転じており、学卒後の就職決定者数、就職決定率のデータ上の数字には表れない無業の若者が多い事実をもっと県民の皆様を知っていただくとともに、この問題を早期に解決しなければならないと若者支援を行う中で思う事です。</p> <p>他県と比較すると大分県は若者に対する支援施策が少ないところが気になります。また、厚労省、経済産業省等の国の事業と重複する事業が多い事も気になります。</p> <p>国の事業で補完できる部分の支援については国の事業を活用する、そして国の事業で出来ない大分県の若者支援に必要な支援を大分県の独自事業として立てる事が必要ではないでしょうか。</p> <p>「若者の職業能力が弱まる事＝労働力の喪失」に繋がります。</p> <p>今こそ若者支援に力を注ぎ、次世代の子ども達へのキャリア支援の仕組みを築いていくことが重要ではないでしょうか。</p>	多々良委員	○	若者の就労支援(第3章第4節)、いじめ・不登校やひきこもりへの対応(第4章第6節)について、ご意見を踏まえ推進していきたい。

## 第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
20		<p>第1節 児童虐待に対する取組の強化 2 具体的な取組</p> <p>(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応</p> <p>①医療機関(産科・小児科)との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や育児不安の強い親への養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。</p>	<p>具体的な取組について 児童相談所では、職員の高い専門性が問われているので、職員の異動を含めた、専門性をさらに高める取組が必要なのではないか。</p>	近藤委員	○	<p>児童相談所の専門性向上に係る具体的な取組については、第4章第1節2(2)「児童相談体制の強化」に記載のとおり着実に進めてまいります。</p>
50		<p>②児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や教職員、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。</p> <p>③要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行なわれるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、病院、学校など関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>(1) ①について 養育支援の対象に「育児不安の強い親」だけでなく「児童虐待が懸念される家庭」を残しておいた方がいいと思います。</p> <p>②について 保健師が削除されていますが、ミスでしょうか？</p> <p>・児童虐待防止の具体的な取り組みに地域子育て支援や教育・保育施設等との連携を入れてください。 例「要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、教育・保育施設や地域子育て拠点を中心としたネットワークとの連携を進めます。」</p> <p>・また、乳幼児健診との連携も重要です。取り組みに挙げてください。</p>			
21				棕野委員	○	<p>2 具体的な取組 (1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応 ①医療機関(産科・小児科)や乳幼児検診との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。</p> <p>②児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。</p> <p>③要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、病院、学校、幼稚園、保育所など関係機関との連携を図ります。</p>

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況		修正後の本文
					○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの		
22	54	第3節 ひとり親への支援 2 具体的な取組 3 数値目標	具体的な取組について 非婚のひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、寡婦控除を「みなし適用」して、保育料の軽減措置等ができないだろうか。	神田委員	○	「みなし適用」を行っている市町村の取組等をトピックスに記載して周知に努めます。	(トピックス)未婚で子どもを出産した女性への寡婦控除みなし適用について
23		具体的な取組について 社会的養護の子どもたちやひとり親家庭の子どもたちの学習支援はもう少し踏み込んだ取り組みが必要だと思えます。生活困窮者自立支援の枠組みでの学習支援や子どもの貧困対策に記載される内容を再掲してはどうでしょうか。特に、高校中退を防止するための支援が必要です。  数値目標について 高校に入学しても中退しては、安定した職に就くことが困難です。数値目標は「ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率」ではなく、「18歳」にしてはどうでしょうか？	棕野委員	○	具体的な取組について ご意見を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」(仮称)に、具体的な事業を盛り込みたい。  数値目標について ご意見を踏まえて、数値目標を追加しました。	(新規数値目標) ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	
24	56	第4節 子どもの貧困対策の推進	サポステで支援する若者の中に生活保護家庭の若者がいますが、大半の若者は“働く意欲に欠ける”若者です。 就労意識が育っていない子ども・若者、生活保護費を削られるからと子どもに働く事を禁ずる親の問題等は、貧困の連鎖を助長し、生活保護の更なる増加を招く原因となります。 今、高度化する社会の中、企業は、高学歴、高い能力(考える力・行動する力・チームで働く力)を持つ若者を求めています。中学卒業程度の学力では正規の仕事に就けないという「現実」があります。また、貧困状態にある家庭の子ども・若者の学習遅滞も問題のひとつに挙げられます。 学校の授業が分からない、イジメにあった等の理由で、小学校・中学時代から不登校が続き、学習習得機会が失われ、四則計算ができない、漢字が読めない、アルファベットが読めない等の問題が起きています。 中卒・高校中退者の就職も困難な昨今、貧困が原因で、中卒後ニート状態にある若者や高校中退者に対する学習サポートが必要です。高認検定取得、再度、高校に進学するための学習支援を含め、コミュニケーションスキルの向上、就労意識啓発を行っていく事が生活保護から脱出する、貧困から脱出するひとつの施策になると思います。そして、この施策は労働者を育成することに繋がるのではないのでしょうか。 そして、子ども・若者本人の支援をスムーズに進めるためには保護者に対する支援も同時に必要になる事が多々あります。このように家庭ごと支援できる施策も必要と考えます。	多々良委員	○	ご意見を踏まえて、「子どもの貧困対策計画」(仮称)に具体的な事業を盛り込みたい。	

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
25	58	第5節 障がい児への支援 2 具体的な取組	具体的な取組について 障害のある子どもの発達支援や、障害のある父親、母親の育児に関する支援について、別紙(「我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました」)のとおり、本年1月我が国は障害者の権利条約に批准し、その条約は2月から実効されています。この中では合理的配慮の否定は差別にあたり、それを禁止しております。学校等での障害のある子どもの学習や生活への支援、そして障害のある父親、母親が育児をする際の支援においても、合理的配慮がなされなければなりません。ぜひともこの推進についても記述を入れる必要があると考えます。 ※記載されている支援学校高等部卒業生の就労においても合理的配慮がなされなければなりません。	佐藤委員	▲  現在国において、「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月1日)に向けて、「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」とともに、この基本方針に即した「国等の職員の対応要領」、「事業者のための対応指針」の作成が進められており、これにより「合理的配慮」の具体的事例等が示されることになっていきます。 このため、現段階では、「合理的配慮」について、第3期計画の具体的な記述に反映させることは困難ですが、同法律の趣旨を踏まえて、今後の障がい者全般の支援を推進していきます。	(トピックス)インクルーシブ教育システムについて(60P)
26		(3)障がい児に対する支援の充実 ②保育所において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の研修・要請などに取り組みます。	(3) ②について 保育コーディネーターの活用についての記載があるとはよいのではないかと。	佐藤委員	○  ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	2 具体的な取組 (3)障がい児に対する支援の充実 ②保育所等において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施し、保育所等の機能強化を図ります。
27			②について 「保育所において」は、幼稚園やこども園も加える必要があるのではないのでしょうか。	椋野委員	○  ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	
28		(5)特別支援教育の推進 ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもへの支援を行います。	(5) ④について 「特別支援教育コーディネーター」は幼稚園だけで保育所やこども園には配置されないのでしょうか？	椋野委員	○  学校教育法に指定がないため、「特別支援教育コーディネーター」は、保育所やこども園には配置できません。そのため、県では、保育所等に「保育コーディネーター」を養成し配置をすすめます。	

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文	
29	62	<p>第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1)いじめ・不登校への支援</p> <p>⑥不登校対策コーディネーターを県内16市町に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援センター(適応指導教室)」と学校、家庭、関係機関が連携し、学校復帰に向けた支援に取り組めます。</p>	<p>⑥について</p> <p>不登校対策コーディネーターを県内16市町村としているのは、大分市と姫島村を除くということでしょうか？</p>	藤本委員	○	ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	<p>2 具体的な取組</p> <p>(1)いじめ・不登校への支援</p> <p>⑥不登校対策コーディネーターを県内全都市(国東市は姫島村を含む)に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援センター(適応指導教室)」と学校、家庭、関係機関が連携し、不登校の未然防止に向けて取り組めます。</p>
30	64	<p>第7節 在住外国人の親と子どもへの支援</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1)在住外国人・留学生への情報提供と支援</p> <p>①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「おおいた国際交流プラザ」において、携帯メールや情報誌による生活情報の提供や、在留資格や医療など様々な相談対応を多言語で行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。</p>	<p>具体的な取組について</p> <p>在住外国人の親と子どもへの支援の具体的な取り組みに、地域で孤立しがちな在住外国人親子に対する子育て支援を入れてください。当面できることは、保育士や子育て支援関係者に対する、外国人への子育て支援についての研修ではないかと思います。</p>	棕野委員	○	ご意見を踏まえて、計画に変更を加えました。	<p>2 具体的な取組</p> <p>(1)在住外国人・留学生への情報提供と支援</p> <p>①(前段階) さらに、地域子育て支援拠点に従事するスタッフ等に対して研修を行い、<u>在住外国人の子育て支援の充実を図ります。</u></p>

## 第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文	
31	67	第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	第5章の章名について 第5章のタイトルに「育児」が入っていますが、内容は保健関係中心で育児はあまりないようですので、再考した方がいいと思います。例えば「健やかな育ち」にしてはどうでしょうか	棕野委員	×	「改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」においても、同名の視点が新たに加えられていることから、表現の統一を図りたい。	
32	68	第1節 結婚・妊娠・出産への支援 1 めざす姿 ・妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受けることができます。 ・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。 ・子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。 ・希望する人がパートナーと出会い家庭を築くことができます。 ・不妊に悩む人たちの不妊治療にかかる経済的負担が軽減されます。 ・不妊に悩む人たちが、安心して相談でき、精神的負担が軽減されます。 ・男女共に、妊娠や、出産、自身のからだ(生殖機能)について、正しい知識を得ることができます。	めざす姿について ・順番は、不妊対策の二つが最後ではないでしょうか。 ・また、「子どもが働きながら子どもを育てることについて、実感を持って学び、考えることができます。」を入れられないでしょうか。親になることと仕事をするそれがそれぞれバラバラに伝えられ、両立した生活について実感の伴うイメージが持てていないように思います。さまざまな子育て支援ができて、親の世代ほど仕事と育児の両立が大変ではなくなったことを知ってもらうことも重要でしょう。	棕野委員	○	ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	1 めざす姿 ・妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受けることができます。 ・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。 ・子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。 ・希望する人がパートナーと出会い家庭を築くことができます。 ・男女共に、妊娠や、出産、自身のからだ(生殖機能)について、正しい知識を得ることができます。 ・不妊に悩む人たちの不妊治療にかかる経済的負担が軽減されます。 ・不妊に悩む人たちが、安心して相談でき、精神的負担が軽減されます。
33		2 具体的な取組 (1)次代の親づくり ①次代の親になるための意識の醸成 ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。 イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。	(1) ①について 若い世代が男女ともに仕事をしながら子育てをする具体的なイメージが持てるような啓発活動が必要ではないでしょうか。	棕野委員	○	(1)次代の親づくり ① イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、働きながら子育てをするロールモデルとなる社会人の話を聞いたり、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。	

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの		修正後の本文
34	70	第2節 子どもや母親の健康づくり 2 具体的な取組 (3) 地域におけるネットワークの推進  圏域ごとの関係者連絡会議の開催や医療機関(産科・婦人科)、地域保健関係機関の連携による育児等保健指導(ベリネイタル・ビジット)事業を推進し、「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。	(3)について 医療機関、保健機関だけでなく、福祉機関との連携も必要だと思います。	棕野委員	○	ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	(3) 地域におけるネットワークの推進 圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導(ベリネイタル・ビジット)事業を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。
35	72	第3節 思春期からの健康づくり 2 具体的な取組	新型うつなどへの取組を入れる必要はありませんでしょうか。	棕野委員	○	いわゆる「新型うつ」も含めた様々な心の問題について、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を行います。	
36		第5節 食育の推進 2 具体的な取組  (2) 望ましい食習慣の定着 ① 乳幼児健診における相談機会の活用や、幼稚園・保育所等との連携等により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、食に関する取組を推進します。	具体的な取組について 乳幼児期は味覚形成の大切な時期であるが、離乳食等を冷凍食品に頼り切ってしまう家庭も増えており、この時期の食育の大切について啓発して欲しい。	後藤委員	○	ご意見を踏まえて、計画に変更を加えました。	(2) 望ましい食習慣の定着 ① 市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
37	76		(2) 望ましい食習慣の定着について 数値目標が改善されなかったのは、親子教室を開催しても、情報提供しても、問題のある食生活のある家庭にはあまり届かないからではないでしょうか。今まで通りの取組だけでなく、新たに障害や病気やひとり親で経済的状況が厳しいなどの背景を踏まえた支援が必要なのではないでしょうか。 例 「家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、スクールソーシャルワーカーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な家族支援を行う」	棕野委員	○	ご意見を踏まえて、計画に変更を加えました。	(新規) ⑤ 家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、栄養教諭等が中心となり、スクールカウンセラーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な支援を行います。

## 第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
38	80	第1節 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	<p>2013年度、病気や経済的な理由以外で年間30日欠席した不登校の小中学生は計11万9617人にのぼり、前年度より約7000人増え6年ぶりに増加に転じたことが文部科学省の学校基本調査(速報)で分かりました。</p> <p>九州・沖縄ブロックで不登校数を比較してみると、大分県は福岡県、沖縄県に次いで第3位となっています。</p> <p>小1プログラム、中1ギャップに起因する不登校、学習遅滞の問題も大きな問題ですが、「塾に通うのが当たり前」で進められる授業に置いていかれ不登校になるケースもあります。また、親の無関心、過干渉からも起きます。</p> <p>不登校の問題も大きな社会問題ですが、今、発達障がい傾向の子ども・若者が多く存在します。そのどちらとも「脳が活性化されていない」事が原因ではないかと言われています。</p> <p>人間は幼少期からの遊びの中で大脳を活性化させていきます。特に「前頭前野」はコミュニケーションや感情のコントロール、意思決定、記憶命令、行動の抑制、思考等、人間として重要な働きを担っています。</p> <p>そろばんや習字等、昔からある道具を使った作業や、手を使って何かを作る創造的な行為(編み物、折り紙等)で脳が活性化されたという研究結果があります。一方、ある種のTVゲームは「前頭前野」を鎮静化したという結果も発表されています。長時間のTVの視聴やゲームは脳の機能を休止化させてしまうので、構成的にでも野外で遊ぶ事を子育ての中に取り入れる、また、学校教育の中に取り入れる、そのような施策を立てていただければと存じます。</p> <p>こんな事実があります。田舎の子どもほど元気に外で遊んでいると思われるかもしれませんが、実は遊び場が老人に占領されており、ゲートボール中に広場に子ども達が入ると「邪魔だからあっちへ行きなさい。」と言われ、自宅でゲームをして遊ぶという事が実際に起きています。</p> <p>遊びの中からワークライフバランスに通じる能力が磨かれていきますので、是非とも「子どもの遊びの場の提供」をお願い致します。</p>	多々良委員	○	<p>幼児教育においては、遊びを通じた取組が既に実践されているとともに、小学校教育以降においても、生活科等で自然にふれるなどの体験的な活動を行っていることから、引き続き取り組みます。</p> <p>また、現状の公園は過去に整備された遊具などの施設老朽化が進んでおり、現代の子どものニーズに合わなくなったものも多くなってきており、有効に活用出来ていない状況も見受けられています。</p> <p>そのため、ニーズにマッチした施設の更新を計画的に行い、既設公園の充実を図ります。</p>



通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文	
39		<p>第2項 豊かな心の育成 2 具体的な取組 (3)文化芸術活動の充実 子どもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、学校に芸術家等の派遣を行うとともに、地域の人材を活用する等、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。</p> <p>(4)読書活動の充実 ②子どもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。</p>	<p>(3)について ・文化芸術活動の充実には、学校に対する芸術家の派遣だけでなく、障害児入所施設や児童養護施設、児童自立支援施設に対する派遣も必要です。学校以外での教育活動を地域による教育と整理するのであれば、これら施設への派遣を第2節に記載してはどうでしょうか。</p> <p>・特別支援学校における文化部活動の活性化も必要ではないでしょうか。</p>	椋野委員	○	<p>ご意見を踏まえて、第2節の計画に変更を加えました。</p> <p>また、特別支援学校の文化部活動については、大分支援学校において「書道部」が発足し、高文連の作品展へ出品するなどの活動を行っています。</p> <p>文化部活動は生徒・保護者の希望を踏まえて、授業終了以降の時間を利用して取り組むものであり、特別支援学校の幼児児童生徒の授業終了後の過ごし方は様々なため、実践状況を学校間で共有して今後の検討を促したいと考えています。</p>	<p>(88P) 第2節 家庭や地域の教育力の向上 2 具体的な取組</p> <p>(2)地域の教育力向上のためのネットワークづくり ②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、<u>芸術家や文化団体を地域の児童養護施設等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。</u> また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。</p>
40	82		<p>(4)について (追加案)各学校に1名の図書館支援員の配置します。(理由)今現在、大分市内の小中学校では週2日間支援員が配置されている。(他郡部では1校1名の配置) 県として郡市関係なく読書活用の充実を図る上で、支援員の配置の実績や成果を踏まえ、予算化できないものか。</p>	安東委員	×	<p>小中学校の司書、学校図書館支援員の配置については、市町村教育委員会の所管であるため、県が配置することは困難です。</p> <p>県としては、学校図書館アドバイザーの派遣や学校司書スキルアップ研修等を通じて、学校司書等の資質向上や図書館活用の取組を支援します。</p>	
41			<p>(4)について 子どもの読書活動の実施を推進する取組の例として、私が実際、中学生の時していたことだが、毎朝、朝礼前の5分間読むだけだが、その5分間、すごく集中して読むことができ、本が好きになった。先生達も職員室前におすすめ本を並べたりして、学校全体で読書が習慣となった。</p>	神谷委員	○	<p>ご意見を踏まえ、子どもの読書活動推進のため、トピックスで県立図書館(子ども読書活動支援センター)の取組等を紹介したい。</p>	<p>(トピックス) 県立図書館(子ども読書活動センター)について</p>

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
42	84	第3項 健康・体力づくりの推進 2 具体的な取組 ②運動部活動の活性化を図るために、地域スポーツ指導者の活用を促進します。	②について (修正案)「・・・、地域スポーツ指導者の活用を促進し、 <u>子どもの心身の発達を重視した指導法について研修を行います。</u> (理由) ・指導者は体罰など非教育的な指導を排除した科学的なスポーツ指導法について学ぶ必要がある。 ・練習時間過多や心身の疲労を考えない行き過ぎた指導によって、子どもの日常生活や心の発達に支障を来さないよう配慮する必要がある。	佐藤委員	○ ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	②運動部活動の活性化を図るために、地域スポーツ指導者の活用を促進するとともに、 <u>その資質向上に努めます。</u>
43	86	第5項 信頼される学校づくり	水難事故を防止するため、着衣泳に取り組んで欲しい。	前川委員	○ 学習指導要領解説には、着衣のまま水に落ちた場合の対処として、小学校5・6年生では、「各学校の実態に応じて取り扱うこと」、中学校・高等学校では、「安全への理解を一層深めるため、各学校の実態に応じて取扱いができるもの」と示されており、着衣泳が学校で行われるようになってきていることから、トピックスに記載して取組の普及を図ります。	(トピックス)着衣泳について
44	88	第2節 家庭や地域の教育力の向上 2 具体的な取組  (2)地域の教育力向上のためのネットワークづくり ②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、演奏家や文化団体を地域の学校に派遣し、ミニコンサートの開催や演奏家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。 また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。  (数値目標)大分県芸術文化振興会議が選定した芸術文化事業等の鑑賞児童生徒数	(2) ②について 演奏家等の地域の学校への派遣は地域の教育力向上とは異なるように思います。第1節第2項「豊かな心の育成」に異動してはどうでしょうか。  数値目標について 数値目標は、もう少し広いものにならないでしょうか。例えば、美術館やホールでの鑑賞やおけいこ事など、文化芸術活動に月●回以上参加する子ども数	椋野委員	○ ご意見を踏まえ、計画に変更を加えました。	(第1節第2項では学校への芸術家等の派遣について記述済み) 第2節 家庭や地域の教育力の向上 (2)地域の教育力向上のためのネットワークづくり ②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、 <u>芸術家や文化団体を地域の児童養護施設等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。</u> また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。  (数値目標)大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数

## 第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
45	92	第1節 子育てしやすい生活環境づくり 3 数値目標	数値目標について 「バリアフリー化された県営住宅の割合」というのは再考が必要だと思います。ほとんどの子育て世帯は県営住宅以外に住んでいるのではないのでしょうか。	棕野 委員	×	県営住宅のバリアフリー化は、子育て世帯にとどまらず、高齢者世帯や一般の世帯においても有用なため、バリアフリー化に努めており、依然として要望も多くあることから、これからも引き続き推進していきます。そうした、県の方針を県民に伝え、啓発することが大切であると考え、数値目標として採用しています。 なお、県では、子育て世帯の住宅を対象にリフォームに補助し、県民ニーズを取り込みながら施策を推進しているところです。
46	94	第2節 安心して外出ができる環境づくり 2 具体的な取組	来春オープンする美術館は、県民、特に次世代育成と文化の向上が謳われていると認識しているところですが、来館の子育て世代のために、子どもの一時託児サービスや託児スペースの設置を希望いたします。隣接するiichiko総合文化センターに設置することも可能ではないのでしょうか。	パブリック コメント	▲	iichiko総合文化センターでの主催公演におきましては、完全予約制の託児サービスを行っていますので、是非ご利用ください。 来春オープンする美術館では、子育て世代の方に気軽にご来館いただき、お子さんと一緒に作品を鑑賞していただきたいと考えておりますことから、託児サービスやスペースは準備していません。 親子ともども鑑賞していただくため、例えば、授乳室を1階と2階に一部屋ずつ整備し、各階の男性用トイレ、女性用トイレに1か所ずつベビーチェアやおむつ交換台を設置しています。 また、親子で参加し美術館を楽しむことのできるワークショップなども企画しているところです。 さらに、中学生以下の入館料は無料としておりますので、お子さんとともにご来館ください。
47			大分駅前から商店街の街中活性化においても、託児のスペースの設置が必要だと考えております。子育て世代が郊外でなく街中でのにぎわい作りには、駐車場の利便性や買物時の一時託児や遊びのスペース(例:木育広場など)設置が不可欠だと存じます。 また、地域社会で子育てするには、商店街の空きスペース活用する方法もあります。実際に街中で設置し、活動状況を市県民に示すことが大切と感じております。もっと若いご夫婦が子どもさんを一時的に預けてでもリフレッシュできる時間を提供できるサービスも必要な時代ではないかと感じています。	パブリック コメント	○	今計画では、子ども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する商店街づくりを支援することとしており、大分市中心部の商店街においても、必要に応じ、遊びのスペースなどの休憩施設や乳幼児のオムツ交換・授乳スペースの整備など、市と連携した支援を検討しているところです。

通番	資料 ページ	修正前の本文	意見の要旨	(委員)	意見の反映状況 ○意見を反映させ取り組むもの ▲意見の一部を反映させ取り組むもの ×意見の反映が困難なもの	修正後の本文
48		第3節 子どもの安全を守るまちづくり 2 具体的な取組 (1)子どもを交通事故から守る取組 ①安全な道路交通環境の整備 ア 子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校、警察及び道路管理者等で連携して通学路の「合同点検」を実施し、信号機の新設や歩行者空間の確保等、道路交通環境の整備を推進します。	(1)について 歩車分離式の信号機について、最近増えてきているが、引き続き通学路等で増やしていただきたい。	前川 委員	○ ご意見を踏まえて、計画に変更を加えました。	(1)子どもを交通事故から守る取組 ①安全な道路交通環境の整備 ア 子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校及び道路管理者等と連携して通学路の「緊急合同点検」を実施し、信号機の新設や歩車分離式信号機の導入、横断歩道の更新等、道路交通環境の整備を推進します。
49	96	(2)子どもを犯罪から守る取組 ②犯罪被害に遭った子どもへの支援 ア 犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。 イ 犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。	(2)について ②犯罪被害に遭った子どもへの支援について 犯罪被害にあった子どもへの支援の取組はこれだけでしょうか。公益法人や弁護士会が行っている犯罪被害者支援センターなどとの連携はありませんか。また、性的被害にあった子どもへの支援などについて特別の取組はないのでしょうか	棕野 委員	○ ご意見を踏まえて、計画に変更を加えました。	(2)子どもを犯罪から守る取組 ②犯罪被害に遭った子どもへの支援 (新規) ウ 県警広報課の犯罪被害者支援室及び(公財)大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。
50	98	第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり 2 具体的な取組 (1)非行を防ぐ運動の推進 ③ネット安全教育の推進	③について 他県にあるように、大分県も21時以降スマホの使用を制限する取組をしたらどうだろうか。	神谷 委員	× 使用制限については、対象年齢や各家庭の事情等もあり、様々な意見があることから、全県的な取組は困難と思われる。県では、授業の一貫として、小中高等学校の生徒・教職員を対象にした情報モラル授業等を実施し、情報モラルの向上を図っています。	
51			③について 先日、PTA連合会の会合で、ネットトラブルの対応研修会があったが、ぜひこうした研修会を、各家庭にも届くよう進めて欲しい。	大里 委員	○ 児童生徒、教職員及び保護者を対象とした研修事業を実施しており、各学校に情報モラルやセキュリティーについて指導できる人材を多く育成し、各家庭へ情報提供ができるよう取り組みます。	